

平成26年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(12日目)

平成26年3月28日(金)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第1 議案第6号 平成26年度永平寺町一般会計予算について
- 第2 議案第7号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第3 議案第8号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第4 議案第9号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第5 議案第10号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第6 議案第11号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第7 議案第12号 平成26年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第8 議案第13号 永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第14号 永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第15号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 第11 議案第16号 永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第12 議案第17号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第18号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第14 議案第19号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第15 議案第20号 永平寺町副町長の選任同意について
- 第16 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 請願第3号 フリーゲージトレイン(FGT)を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択

のための請願について

- 第 1 8 請願第 4 号 T P P 交渉からの撤退を要求する請願について
- 第 1 9 陳情第 1 号 T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する要請について
- 第 2 0 陳情第 2 号 新たな米政策に関する要請について
- 第 2 1 永平寺町選挙管理委員および補充員の選挙について
- 第 2 2 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 号 平成 2 6 年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第 7 号 平成 2 6 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第 8 号 平成 2 6 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第 9 号 平成 2 6 年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第 1 0 号 平成 2 6 年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 6 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第 8 議案第 1 3 号 永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 1 4 号 永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 1 5 号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 1 6 号 永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 第 1 2 議案第 1 7 号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 1 8 号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第 1 4 議案第 1 9 号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第 1 5 議案第 2 0 号 永平寺町副町長の選任同意について
- 第 1 6 諮問第 1 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について

第17 請願第 3号 フリーゲージトレイン（FGT）を導入せず、特急「サ
ンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択
のための請願について

第18 請願第 4号 TPP交渉からの撤退を要求する請願について

第19 陳情第 1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する要請について
追加日程第 1 発議第 1号
TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書につい
て

第20 陳情第 2号 新たな米政策に関する要請について

追加日程第 2 発議第 2号
新たな米政策に関する意見書について

第21 永平寺町選挙管理委員および補充員の選挙について

第22 閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（15名）

- 1番 小 畑 傳 君
- 2番 滝 波 登喜男 君
- 3番 金 元 直 栄 君
- 4番 齋 藤 則 男 君
- 5番 長 岡 千恵子 君
- 6番 原 田 武 紀 君
- 8番 川 崎 直 文 君
- 9番 多 田 憲 治 君
- 10番 上 坂 久 則 君
- 11番 長谷川 治 人 君
- 13番 松 川 正 樹 君
- 14番 渡 邊 善 春 君
- 16番 上 田 誠 君
- 17番 酒 井 要 君
- 18番 伊 藤 博 夫 君

4 欠席議員（1名）

7番 川 治 孝 行 君

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	河 合 永 充 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	竹 内 貞 美 君
総 務 課 長	心 得	平 林 竜 一 君
企 画 財 政 課	長	小 林 良 一 君
会 計 課	長	伊 藤 悦 子 君
監 理 課	長	南 部 顕 浩 君
税 務 課	長	川 上 昇 司 君
住 民 生 活 課	長	野 崎 俊 也 君
環 境 課	長	山 口 真 君
福 祉 保 健 課	長	山 田 幸 稔 君
子 育 て 支 援 課	長	藤 永 裕 弘 君
農 林 課	長	河 合 淳 一 君
商 工 観 光 課	長	酒 井 圭 治 君
建 設 課	長	山 下 誠 君
上 水 道 課	長	山 本 清 美 君
下 水 道 課	長	太 喜 雅 美 君
永 平 寺 支 所	長	酒 井 暢 孝 君
上 志 比 支 所	長	加 藤 茂 森 君
学 校 教 育 課	長	山 田 孝 明 君
生 涯 学 習 課	長	長 谷 川 伸 君
町 立 図 書 館	長	堀 まさ美 君

6 会議のため出席した職員

議 会 事 務 局 長	清 水 満 君
書 記	青 木 恵 都 子 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（伊藤博夫君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、ここに12日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方に、本町議会の運営等につき関心を持たれていますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第 6号 平成26年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第2 議案第 7号 平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第 8号 平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第 9号 平成26年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第5 議案第10号 平成26年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第6 議案第11号 平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第7 議案第12号 平成26年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（伊藤博夫君） 日程第1、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についてから日程第7、議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についてから日程第7、議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題といたします。

本件は、去る平成26年3月17日、予算決算常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、滝波君。

○予算決算常任委員会委員長（滝波登喜男君） それでは、予算決算常任委員会の報告をさせていただきます。

3月17日付託されました議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算から議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算についての7件につきまして、去る3月24日、25日の両日、当委員会で慎重に審議をいたしました。

審査の結果につきましては、皆様のお手元のとおり、7議案とも原案のとおり可決をいたしました。

審議の中で、特に主な意見につきまして述べさせていただきます。

まず平成26年度一般会計予算については、骨格予算であるにもかかわらず予算総額78億4,790万円と膨大な額であり、政策的事業に充てる予算が少ないように思われる。今後はさらなる事業の見直しや物件費の節減等、さらなる財政改革が望まれる。

2、平成24年度の決算における指摘、また事務事業評価の意見書の指摘にもあったとおり、コミュニティバスを、交通弱者の足となるよう、3地区を横断したコースの設定など、利用者の声を聞き利用者の増加を図り費用対効果を上げるように。また、今後増加する高齢者に対応するため、地域包括支援センターを中心とした各種高齢者対策が、行政が主導的な立場で民間の専門知識や技術を活用し協力し合う形をつくるように。放課後児童クラブでは、子どもたちの安全を最優先にするため、学校内あるいは学校近くに施設を設置するようなどの意見が出されました。

3、新しく誕生した町長の公約や所信表明演説に対し期待する意見、注視する意見が出されました。実施に当たっては十分に議会に相談することを切望いたし

ますなどの意見が出されました。

また、平成26年度永平寺町国民健康保険特別会計予算についての中で、医療費の増加と被保険者の減少で国保会計が厳しい状況となっています。この状況を十分分析し、議会に十分説明いただくよう要望する意見等が出されました。

以上で報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより、議案第6号から議案第12号までの7件について1件ごとに行います。

日程第1、議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

金元議員。

○3番（金元直栄君） 平成26年度、本町の一般会計予算案についての態度ですが、私は一般会計予算への反対討論を行います。

この予算は、2月に行われた町長選挙によって骨格予算案となっていること、当然この予算案の内容を見ると、町民の暮らしに役立ったり必要な予算の入っていることは認めるどころです。さらに目につく点では、松岡公園の整備について1期、2期工事を計画していたが、一旦ここで工事をとめ、整備計画を見直すとしたことは高く評価するところですが、しかし、これだけで2014年度の予算案に賛成するわけにはいきません。

1つは、永平寺開発センターの耐震補強工事は繰り越されましたけれども、この傷みのひどい開発センターをどうするのかの方向性は明確になっていません。この際、町長もかわったのだから、支所周辺の土地利用からも消防庁舎の方向性を明快に示してほしかったわけですがけれども、この議会で明言はなかったのは残念であります。

2つ目、繰越滞納金と不納欠損処理の点では、固定して回収の見込めないものについては不納欠損処理をすべきだということをこれまでも言い続けてきていますけれども、この方向性、まだ見られていません。また、収納に当たっては、県の滞納整理機構に任せるのではなく、町職員の多くを動員して年に何回か未納者のところへ出向き、未納者の状況をつかむだけになってもよいから徴収に当たらせるという、そういう町の仕事として大事なことをきちっとすべきだと思っています。以前、合併前の松岡では、納付の節符を町長を含めた町幹部職員の多くに渡し、夜間徴収に一斉に当たっていたことがあります。これらに町自身で踏み出

すことを考えるべきだと思っています。

3つ目には、庁舎玄関にある住民票などの自動交付機が更新の時期に来ていることから、国からの助成のこともあってコンビニ交付を考えているということですが、私にはコンビニ交付は決してよいとは思っていません。本来なら、本庁、各支所にこそ自動交付機を設置すべきだと思います。この方向とは違っていると私は考えています。

4つ目、町の福祉施策や事業を町で直接実施せずに、安易に社会福祉協議会に委託することには反対です。理由は、町民との接点がなくなってしまうばかりか、町の福祉施策のノウハウさえ見失ってしまうこと、また社会福祉協議会の福祉事業の丸投げについては、そういうことからやめるべきだと思います。例えば、賛否はあるでしょうけれども、週2回の配食サービスなどの部分については、そのある部分を町職員が手分けして定期的に直接弁当を持って訪問する。それは安否確認ばかりか、生活の様子、健康状況さえもうかがえ、さらに町への信頼も高まること受け合いなしだと私は思っています。これらもなかなか示されていないというのは残念かなと思っています。

5つ目、地域包括センターについては、とにかくほかに任せてしまえばが第一で、委託するにしても同センターの町での位置づけと活用についての考えが見られない。つまり、同センターが町のものとなっていないことが問題だと私は思っています。

6つ目、温泉が営業を始めてしばらくたちますが、本来、この営業の経費はCAMU湯の経費を充てるという面がありました。CAMU湯、今では利用者もほとんどなくなってきたという声も聞いています。いまだにこの施設の方向性は出されていません。

7つ目、給食費の無償化は私は評価しますが、約8,800万円にもなる金の支出の根拠、本町の条例の整備が必要だと私は訴えてきました。これがなければ、単にばらまきととられても仕方がないわけであり、どうして本町はこの制度を実施するのかもこういう根拠条例を設けてつくるべきだと思っています。

8つ目、児童クラブ。一部は大きくなり過ぎていること、利用者も今後さらにふえそうだという中では、学校の身近に安心、安全な空間の確保は待ったなしというところに来ていると私は思っています。一歩進める時期に来ているのにそれが見られないかと。

その他、国の米政策の転換はT P Pを見越したものと言われてはいますが、これでは農業、先は見えてきません。特に農地集積をうたった農地中間管理機構の方向性は中山間地域での営農などを全く考えていないものとなっていると思います。また、河川公園や温泉も含めて町外の業者に管理などを任せておくというのは、私は決していいことだと思いません。町内の人々が潤う公費の使い方こそ考えるべきだと思っています。

など、以上の点から2014年度当初予算案には反対の立場をとりますとともに、6月補正の政策予算もこれからじっくり町長の姿勢を見ていくこともつけ加えていきたいと思っています。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、川崎君。

○8番（川崎直文君） 私は、平成26年度の一般会計予算に対して賛成の立場から賛成討論を行います。

3月17日の本会議において河合町長が所信表明され、総額で78億4,790万円の予算が提出されました。これは、今回の一般会計は義務的経費、そして既存施設の維持管理費、そして継続費を設定している事業などの骨格予算ということで、この前提で審議を行いました。

先ほど予算決算常任委員会の委員長報告の中に何点か審議結果の報告がありました。この内容にさらに2点をつけ加えさせていただきます。

1点は、本庁舎耐震補強工事、防災行政無線整備工事は、これは単年度の事業ではなくして継続事業であり、計画どおり実行していただくことを望みます。

2つ目ですけれども、道の駅の整備については、地域活性化、そして観光交流の目的をより明確にして詳細設計に取り組んでいただきたいと思います。

以上、提出された一般会計の予算を3月24日、25日の両日、予算決算特別委員会において十分に審議を行いました。慎重なる審査の結果、妥当で賛成するものであります。

議員各位の賛成をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私は今議会におきまして、平成26年度一般会計予算に当たりまして、この予算案につきましては、一般住民の生活や福祉や教育、またインフラ整備など基本となる重要な予算であるということは認識しておりますし、

今までのそういう内容を見ましても、充実の面や、また新たに永平寺町のイメージをアップするべくPR、テレビコマーシャルなどの拡充など、評価できる点は多々あるかと思えます。

しかし、大きくは2点あります。

先ほど金元議員も言いましたが、住民票、各種証明書等をコンビニ交付にする費用でありますけれども、これは先般の中でもIC化によって交付がありました。しかし、結果的に多くの市町村がそこに対応してきませんでした。そういう経緯の中、今回も広域圏の中で他町に先駆けて先行して4,320万の一般財源からの先行投資をしていくと。これはやはり全国的にその対応をするというふうな、に合わせてすべきかというふうに考えます。

2点目です。高齢者福祉も含めた高齢者対策のかなめとなる、また重要だということだけで、その方針やそういう内容が、施策が明確に示されないまま地域包括支援センターや社会福祉協議会の補助の予算の増額となる繰出金を持つところを考えると、まだまだ不透明な部分もあるというふうに思います。増額する理由を明確にすべきであると考えます。

よって、今回の採決に加わることは不相当と私は考えております。そういう中から、今回のこの予算については自席にて棄権をさせていただきます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第6号、平成26年度永平寺町一般会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第7号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 来年度の国保会計の予算案についての態度ですが、私は反対であります。

国保会計では、基金もなくなって会計の状況が大変だということが報告されています。近いうちに税の引き上げをとということも言われているわけですがけれども、そう言うのなら、以前に行ったように一般会計からの繰り入れの方向を早く示すべきだと私は思っています。

国保は、制度の内容、特に国が会計の2分の1を見るとしたものの、年を追うに従ってどんどん国の負担が減ってきていること。これによって被保険者の保険料がどんどん高くなってきていること。よって、全国ではかなりの滞納者がいるとなっています。このことから、一般会計からの補填は欠かせないことだと私は考えているところです。それが見られないこと。

さらに、年齢によって国保会計での扱い等に差が生ずる、また負担にも差が生ずる問題等については、やはり皆保険制度、国が中小業者も含めて所得の低い人たちをも補っていこうとした会計制度の中にあっては今のやり方はなかなか大変だという立場から、私は反対の立場をとります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 私は賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

今、金元議員からおっしゃった、心配されていることにつきましては十分考えておりますけれども、現、本年度に当たりましては、基金の取り崩し等を行いましてほぼ例年どおりの予算が達成できそうだということをも踏まえまして、今後、金元議員がおっしゃったように一般会計からの繰り入れも必要かとは存じますがけれども、本年に対しましてはこのままでということで賛成とさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第7号、平成26年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。討論に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 後期高齢者医療制度の会計の予算案に対する反対討論ですが、このいわゆる後期高齢者という形での差別的な医療制度、この内容を見直すとしていたが、それが今行われたい状況が続いているところです。

ただ、こういう中であって、最近では年金受給者に対してまで、総額大した収入もないのに高額所得者として差別をし、負担をふやすという方向を示しています。これなどを許していけば、それこそいわゆる働く人たちの所得と年金収入者の所得、この中であってまでいわゆる高額、二百数十万で高額所得者というふうな扱いを受けるといふ差別的な内容がさらに広がることになる。これを許したらさらに大変になると私は考えるので、反対の立場をとります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 私は賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

現在、少子・高齢化が進んでいる中で、どうしても高齢者の数がどんどんふえてくることになっております。必然的に医療費が膨大に膨れ上がっていることは事実であります。

後期高齢者医療保険制度というのは、何とかして、そのふえつつある高齢者の医療費を確保するためにつくられたものというふうに思っております。何とかみんな力で協力し合うことも必要だと思っています。

特別差別的なものではないというふうに思っておりますので、ご理解いただきまして賛成をお願いいたします。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第8号、平成26年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件について委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 介護保険特別会計の予算案への態度ですが、私は反対です。

特に介護保険から要支援1、2のかなりの部分のサービスを除外し、自治体の支援事業に任せるという方向を国は示しています。これは、保険料を払い認定を受ければ希望する介護サービスが受けられるという介護保険の本質を変えてしまう大きな問題であり、認めるわけにはいきません。

さらに本町の場合、地域包括支援センターの運営等でもこの予算の中に明確な改善の方向が今示されているわけではないということから、私はこの介護保険特別会計の予算案に反対する立場をとります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 現在、介護保険につきましては破綻に近い状態になっていることは、皆さんご承知のとおりだと思います。ここで要支援と要介護を分けることによりまして、より重度の要介護者には手厚い介護保険の付与が必要かと思われれます。

また、要支援につきましては町本体でその役を担うということですので、何としましてもこの介護保険制度を存続させるためには必要な案だと思われれますので、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私は、平成26年度介護保険特別会計予算に対して反対の立場をとらせていただきます。

ご存じのように、急速な高齢化が進んでおります。また、4人に1人という認知症が発症するというふうなことも言われている中、これからの高齢者対策は非常に重要なことになってくるし、また予算的にも非常に窮迫が予想されるかと思えます。

その中であって、今回、地域包括支援センター業務委託料の増額が示されております。この地域包括センターにつきまして、方針や具体的な施策が示されないままこういう増額があり、また、それは具体的な方策が示された後の補正でも十分対応できるというふうに考えます。

そういう意味から、今回のこの特別会計予算の当初予算については反対の立場をとらせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第9号、平成26年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これから下水道、農業集落排水、また上水道会計については

一回一回同じような内容の討論になりますので立って言いません。まとめて言います。

私は、この3つの会計についての状況を見ていますと、会計の状況は、大きな工事や事業をやっているわけではなく、つましい内容のやりくりや町民の生活に欠かせないものを途切れなく運営している点は、これは認めるところであります。

しかし、この4月から5%の消費税に上乘せ3%、生活になくってはならない、特に水などは我々の命そのものというのにもかかわらず、さらに現在ほかに非課税となっているものがあるにもかかわらず、こういう命にかかわるものにまで増税されるというのは許せないところであります。

これは国のことでありますけれども、抗議の点ということも含めて反対の態度をとっていきます。これは下水道、農業集落排水事業特別会計、また上水道企業会計共通の討論とさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第10号、平成26年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第11号、平成26年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算について討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤博夫君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、金元君。

○3番(金元直栄君) 先ほど下水道事業特別会計のところで行った討論の内容と同じであります。

○議長(伊藤博夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第12号、平成26年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(伊藤博夫君) 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第8 議案第13号 永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(伊藤博夫君) 次に、日程第8、議案第13号、永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年3月17日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長(長岡千恵子君) それでは、報告させていただきます。

議案第13号、永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定につい

てです。これは、第1条の次に、第2条としまして委嘱の基準を追加いたしました。追加の理由は、社会教育法の改正により自治体で委嘱することになったため、選任に当たっての基準を条例で定めたものです。

主な意見としましては、基準を設けることで社会教育委員の人選が限定され、一般の町民の参加ができないのではないかと。また、条例では学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとしているが、本町ではこういった方に委嘱しているのかなどの意見がありました。

採択の結果、委員会全員一致で可決いたしました。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第13号、永平寺町社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第9 議案第14号 永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第9、議案第14号、永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年3月17日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

5番、長岡君。

○教育民生常任委員会委員長（長岡千恵子君） 議案第14号、永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてで、条例中の別表第14条の関係で使用料金表以外の部分に「上記金額に消費税は含まれておりません。精算は、消費税込み。」という記載がございました。これを削除するというものです。使用料金も一部改正しております。

この中で主な意見としまして、施設使用料は、消費しているわけではないので消費税は不要ではないか。これまでのただし書きがおかしいのではないか。また、施設の維持管理費等の関係で使用料金が引き上げられることがあっても、消費税の増税によって使用料を引き上げることをないように。永平寺町上志比文化会館は正式名称ではありますが、通常、町民はサンサンホールの愛称を使っています。そのほかの公共施設も含めまして、名称を愛称表示に変更すべきではないかなどの意見がありました。

採択の結果、賛成多数で可決いたしました。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第14号、永平寺町上志比文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第10 議案第15号 永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第10、議案第15号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年3月17日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） 当委員会は、3月27日午前9時より全委員出席のもと開催し、今議会に提案され付託された議案第15号について慎重に審議いたしましたので、採決の結果を報告いたします。

この条例の規定は、特定用途制限地域の区域に指定される嶺北北部都市計画区域の御陵地区及び永平寺準都市計画区域の九頭竜川沿岸地区と大本山永平寺参道地区における指定建築物の禁止条例であります。ただし書きの中で、環境を害するおそれがないと認められるとき、及び公益上やむを得ないときは、永平寺町都市計画審議会の意見を聞いて、環境の形成及び保持に必要な条件を付して町長は特例許可を出すことができるとしています。また、既存の建築物に対する制限の緩和については、第4条第1項の適用を受けない建物については5項目の規制を設け、増築または改築をすることができるとしているとともに罰則も設けています。

この条例は、永平寺町内の自然環境の維持と保全を基本として、快適で質の高い生活空間を創設するための誘導と適正な規制をするための条例であります。また、この条例は4月1日より施行の予定です。

以上、報告を終わります。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは都市計画区域と特定用途制限地域とのことで、本町では御陵地域とそれ以外の準都市計画区域に適用されるとあります。

ちょっと私が心配しているのは、これは一覧表もいただいていますけど、畜舎15平米を超えるものについては一応バツ、バツ、バツになっているんですね。審議会を開いてそれはまたちゃんと審議はするということですが、福井都市計画区域ではこの制限というのはないはずだと私は思っているんですが、本来、福井都市計画区域のほうが制限は強いはずなのに、こういうところに畜舎の15平米を超えるもの、いわゆる約5坪を超えるものについて制限するというのはどうなんかなと思っているんですが、その辺、何かありましたら。もしわからなかった

ら…。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） 所管の担当の課長に答弁をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、ただいまの畜舎の件についてでございますけれども、実際、県内において苦情が出ている畜舎に確認をしております。しかし、そういった畜舎については、一応環境面での各種の基準をクリアしているということでございました。このように、畜舎による公害については、基準をクリアしていながらも、やはり地元の住民の反発の声というものもかなりございます。そういった面からいたしまして、畜舎による公害については、環境部門における基準でさえも近隣住民にとって不完全であるというのが現実でございます。都市計画的な手法で建築可否の基準を定めるのは非常に困難であると言わざるを得ないところが現状でございます。

このようなことから、一旦は建築を規制させていただき、地域住民との協議や環境面、公益性での十分な検討、審査等を重ねた上で、先ほど上坂議員申し上げましたとおり特例許可を与えるという手順が適切であると、そういった判断をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、この条例制定、その趣旨については別に反対しているわけではないですが、町独自の付加という点で、赤文字で決められている中に、畜舎15平米を超えるものというのがあります。確かに本町の近くで肥育農家があって、その悪臭等でいろいろ問題になっているということはありますが、我々が生活していく上において畜産業が成り立たないという条件というのはあってはならないことだと思います。

また、福井市のいわゆる旧松岡でいいますと、九頭竜川から南の部分については福井都市計画区域に入っています。ここでの制限にはそういうものはないはず

です。しかし、これから新たに作る、比較的規制の弱いと言われている嶺北北部都市計画区域です。御陵が入っている区域や、近年定められた準都市計画区域内での、いわゆるかなり規制が弱いはずのところでも畜産に対するこういうやはり制限を加えるというのは問題だと思います。

そこにいわゆる審議会の承認が要るとかということになれば、これはまさに、農業なんか地域を担っていく、また食の確保を目指す人たち、特に日本では割と職種が限定された農業しかやっていませんが、福井県以外のところを見ましても村の中で牛を飼っていたり豚を飼っていたりというのはごく普通にあります。福井県は日本でいっても最も畜産後進県だと言われていることから、そういうことへの理解がなかなか進んでいないのも事実でありますけれども、条例等でこういう制限をするというのは私は行き過ぎかという立場で、特に町の独自に付加したものについては条例制定後も取り除きを求めていくつもりでいますので、この条例の制定については反対です。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第15号、永平寺町特定用途制限地域の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第11 議案第16号 永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第11、議案第16号、永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成26年3月17日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました議案第16号、永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての審査結果を報告いたします。

本案は、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により消防組織法第15条が改正されることになり、消防長及び消防署長の資格は各市町村において条例で定める必要となったため制定するもので、施行期日は平成26年4月1日付であります。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第16号、永平寺町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第12 議案第17号 永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第12、議案第17号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本件は去る平成26年3月17日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されてお

ます。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 付託されました議案第17号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本案は、消費税の税率の引き上げ等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことにより、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

その内容は、消費税の税率引き上げにより税額改定が必要となる消防法関係の危険物手数料25件について改定を行うもので、施行期日は平成26年4月1日付であります。

本案は、会議規則第77条の規定により、委員会全員で可決したことを報告いたします。

議員各位の決議をお願いするものであります。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 消費税の増税に基づいて料金の改定をとということですが、これは、集めた消費税については国に納めなければならないんですか。それとも幾ら以下やと納めんでもいいとかってということはないんでしょうか。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 理事者のほうでひとつ回答をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） ただいまのご質問でございますけれども、今回の消費税の増税に伴いまして、この一部を改正したものでございますけれども、これは全国統一の要件でありまして、消費税を納めるということとはございません。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私、心配しているのは、今、消費税を納めることはないという話だったと私は答弁で思うんですが、たしか商業関係でも売り上げ1,000万円以上でないと納めんでもいいとか、本町なんかでいっても使用料なんかにつ

いては、いろんな各種会館の使用料とか、いわゆる町営住宅の家賃等については消費税はかからないと言われていています。かからないのに引き上げなきゃいけないのかというのはちょっと疑問なんで、その辺はもう1回確認したいんですが。

○議長（伊藤博夫君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） 全員協議会の資料でも示しておりますけれども、消費税引き上げに対する手数料の標準に対する調査結果という表がございます。この中で手数料総件が489件で、その対象の中で8%の引き上げを考慮しまして、増額が106件、それから対象外とするのが383件、またそこから、106件の中から物価変動等を加味しまして国のほうで、それが106件の中で増額が28件、また新たに増額するのが1件ということで、この29件が対象となっております。

その表の次にもう一つ表があったと思うんですね。これ、この中で消防の関係がここにごございますけれども、この消防法関係の25件が手数料の増額の対象となっていたわけでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 消費税が引き上げられても、その集めた消費税を、いわゆる上納というんですか、納める必要がなければ集める必要はないんですね。そのことを考えると、消費税増税によって物価が全体的に、取らなくてもいいところから取ったりして引き上げることについては、僕はあんまりいいことやと思いません。

そういう意味では、納める必要のない増税分ということになれば現行のままでいいという立場をとります。

○議長（伊藤博夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

議案第17号、永平寺町消防本部手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第13 議案第18号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第13、議案第18号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

平成26年3月28日の任期満了に伴う永平寺町教育委員会委員に宮崎義幸氏を任命しようとするもので、法律の規定に基づき議会の同意を賜りますため、提案した次第であります。

宮崎氏は、人格、識見ともに立派な方で、これまで、県教育長、永平寺中学校校長として要職を経験され、平成25年4月から町教育長に就任しており、教育行政に手腕を発揮していただけるものと期待しております。

何とぞよろしくご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 町長は提案者として、この宮崎義幸氏、現教育長ですが、どういうお考えを持った人やと思っておられるのか。

それと、今回、先ほどの全員協議会で、夏休み6日間、7日間ですか、削るといふ、短くするという提案もされました。それらについて町長のお考えと、教育委員としてのことであれば一言コメントをいただけたらなと思います。

ちょっとそれを判断の一つの材料にさせていただきます。

○議長（伊藤博夫君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 宮崎教育長におかれましては、学校の教職員の皆様からの気持ちもわかった教育行政を行っていただいていると思っておりますし、また、先生時代に部活動とかそういった面でも本当に子どもたちと一緒に汗をかいて活動していたとも聞いております。本当に子どもたちの気持ちもわかり、また先生たちのご苦勞も十分わかる、そういった方であると思っておりますし、もう一つは、地域において社会教育、またそういった事柄にもいろいろ参加されておりますので、生涯学習、またそういった面に対しても教育委員として十分に力を発揮していただけるものと思っております。

また、夏休みの件につきましてですが、これにつきましては教育委員会のほうで十分に話し合っていただけというのを聞いておりますし、また保護者、子どもたちの声も、議会の声もちろんですが、そういった声も聞いた中で教育長が判断していかれると思っております。

教育の中立というのもございますので、教育長にそういった教育の面は本当にお任せして安心な方だと思っております。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私、個人的に、今提案された人についてどうのこうのと言うつもりはありません。人事案件ですから。そういう意味では自分自身に自信がないので退席させていただきます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

質疑を終わります。

これから議案第18号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

～日程第14 議案第19号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第14、議案第19号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

平成26年3月31日の任期満了に伴う永平寺町教育委員会委員に藤田みすず氏を任命しようとするもので、法律の規定に基づき議会の同意を賜りますため、提案した次第であります。

藤田氏は、人格、識見ともに立派な方で、これまで、志比北小学校校長、上志比中学校校長として要職を経験され、平成22年4月から町教育委員会委員に就任しており、教育行政に手腕を発揮していただけるものと期待をしております。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

これから議案第19号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

○10番（上坂久則君） 議長、第20号の審議は退席します。

○議長（伊藤博夫君） ちょっと暫時休憩。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） （録音切れ）

同意することに決定しました。

～日程第15 議案第20号 永平寺町副町長の選任同意について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第15、議案第20号、永平寺町副町長の選任同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○10番（上坂久則君） 議長、退席を求めます。

○9番（多田憲治君） 議長、私も求めます。

○議長（伊藤博夫君） 10番、9番、退席します。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

現在欠員となっております永平寺町副町長に平野信二氏を選任しようとするもので、法律の規定に基づき議会の同意を賜りますため、提案した次第であります。

氏は人格、識見ともにすぐれた立派な方で、昭和45年に松岡町役場に入庁以来、38年余りにおいて豊富な行政経験を積まれ、新たな永平寺町をつくるため、私の右腕として手腕を発揮していただけるものと期待しております。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） 13名に訂正します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 現在の町長の状況を見ていますと、副町長もいない、総務課長も実際はいないということで、そういう意味では大変な状況やと思うんです。

それで、町長は今言われたように、町政運営の片腕になるような人ということ言われたんですが、率直に私たちもそれなりに知ってはいますけれども、信頼できる、ここはというところがあればぜひ示していただきたいなと思います。

○議長（伊藤博夫君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 皆さんご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、行政時代、総務課長も務められ、そして実務においては即戦力だと思っております。そしてまた、退職された後、地元地区のほうでいろいろな活動にも取り組まれ、そして町民目線といいますか、一度退職されてからいろいろな町民の方と触れ合っているともよく聞いておりますし、また見させてもいただいております。

そういった点からも、これから町民目線での行政運営を進める中で、そういった私と、また役場職員と一緒に町民のほうを向いての行政運営に絶対務めてくれるという、私は信頼を持っているところであります。

○議長（伊藤博夫君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 僕は今度は退席はしません。自席で棄権しますが、本当に悪い人やとは思っていません。反対に回るつもりもありませんけれども、自信が持てないので、そういう意味では町長の完全与党にはなれないので自席にて棄権という立場をとります。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

採決します。

議案第20号、永平寺町副町長の選任同意についての件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

○ 番（ 君） 。

○議長（伊藤博夫君） 議案第20号……。

○ 番（ 君） 。

○ 番（ 君） 人事案件。

○ 番（ 君） 人事案件って 。

○議長（伊藤博夫君） 永平寺町副町長の選任同意についての件を起立によって採決します。

出てってもらえば、出てってもらえばいいんや。

○9番（多田憲治君） もう1回出 。

○議長（伊藤博夫君） 採決せなあかんのや。

暫時休憩します。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第20号、永平寺町副町長の選任同意についての件を起立によって採決します。

本件について、これを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 分 休憩)

(午前 11 時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第 16 諮問第 1 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第 16、諮問第 1 号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました諮問第 1 号につきましてご説明を申し上げます。

永平寺町人権擁護委員候補者に木村正徳氏を推薦しようとするもので、法律の規定に基づき議会の意見を求めるため、提案した次第であります。

木村氏は人格、識見ともに立派な方で、これまで千葉県教育庁教育課指導室長、千葉県鴨川市立太海小学校校長として要職を経験され、平成 22 年から 3 年間、町民生委員、児童委員として活動されておりました。教職員及び民生児童委員としての豊富な経験を生かし、高齢者や子どもの人権擁護、人権啓発に手腕を発揮していただけるものと期待しております。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

本件は木村正徳君を適任とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は木村正徳君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 分 休憩)

(午前 11 時 分 再開)

○議長 (伊藤博夫君) 休憩前に引き続き再開します。

永平寺町人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (伊藤博夫君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付いたしました意見書のとおり答申することに決定しました。

～日程第 17 請願第 3 号 フリーゲージトレイン (FGT) を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願について～

○議長 (伊藤博夫君) 次に、日程第 17、請願第 3 号、フリーゲージトレイン (FGT) を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願の件を議題といたします。

本件は、去る平成 25 年 12 月 3 日、総務常任委員会に付託されました案件であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

11 番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長 (長谷川治人君) 継続審査に付されておりました請願第 3 号、フリーゲージトレイン (FGT) を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願について審査結果を報告いたします。

本案について、フリーゲージトレインを導入せず、新幹線にサンダーバード、しらさぎを残せということは、ある意味、敦賀以西についてはもうフル規格での整備は要らないとの意味にとれる。現在、県、経済界を挙げて若狭回りでの大阪までのフル規格での整備を国に要望している中ではこの請願には賛成できないという意見が多く、本請願は委員会多数で不採択となったことを報告いたします。

よろしく願いをいたします。

○議長 (伊藤博夫君) これより委員長の報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 新幹線の延伸の問題は福島原発の事故のときに明らかになりましたけれども、大飯原発の再稼働を一つの条件に福井県がごり押しして延伸を決めてくるという事態に全国のマスコミも非常に注目していたところでありませぬ。しかし、それが勝ち取られるや原発の再稼働容認はしていくわけですけれども、ただ、私が危惧するのは、住民の足を奪う新幹線ということが言えると思うんです。東京や大阪へ行くのにはいいかもしれません。しかし、現在ある在来線については第三セクターになる。これの本町の負担もどうなるかわからない。地元負担はあるのに、気軽に乗っていた急行やサンダーバード等についてはもうなくなってしまう。そうなってくると名古屋へ行く、ちょっと東京へ行くにもいわゆる長野回りで行かないといけない事態も生まれる。こういうのは率直におかしくないかということです。今、経済界が求めているのは若狭回りということを書いていましたけれども、そうすると、なお若狭回りで京都まで行って名古屋へ行くんですか。また、表日本のほうへ行くにはどうしたらいいんですかということも含めて何らまともに話されてもいない中での問題です。

そういう意味では、少なくとも住民の足は守ってほしいという請願に反対するというのは私よくわからないんですが、その辺わかるように説明をお願いします。

○議長（伊藤博夫君） 11番、長谷川君。

○総務常任委員会委員長（長谷川治人君） 金元議員におきましては、この本請願の紹介者の議員でもあります。それから12月議会におきましても総務常任委員会で審議をさせていただいておりますし、その席上、金元議員も傍聴議員として出席しておられました。そういった意見を重々お聞かせいただいておりますし、もう一つ、当委員会で、そういった意味ではこんなご意見もありました。このFGTにつきましてはまだ未知の車両であって、寒冷地とか積雪時での耐久性、それから他ルートでの運行実績を踏まえた十分な安全性が確認されていない等々の課題が多いという点ではそういった意見もあったわけでございます。

しかしながら、金元議員の意見は意見としてお聞きさせていただきますが、このFGTにつきましては、国の関係委員会で、敦賀で乗りかえ利便性の確保策として大阪延伸までの間の暫定的な接続方法として提案されているというものでありまして、現在、県、それから経済界を挙げて国に要望しているという中では、先ほど申し上げましたが、この請願については賛成できないという意見が多かつ

たということでございます。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

まず、委員長報告に反対の発言を許します。

○3番（金元直栄君） 私は、このフリーゲージトレイン（F G T）を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願の否決という提案については反対であります。

特に新幹線の問題でいえば、先ほどの質問でも言いましたように、新幹線ができて、特にこの福井などの住民にとって本当に今までの足が確保されるのかということも不透明でありますし、また在来線が第三セクターになることによって県をまたいだ列車の運行というのは、前にも言うておりますけれども、信越線ですと軽井沢と、いわゆる峠の釜めしでよく話題になる横川の間の線路はもうまくってしまっております。新幹線オンリー、いわゆる長野から新幹線で通勤という人たちもいらっしゃるようですが、本来でいったら住民の足、在来線を守ることこそ大事なわけでありますから、せめてサンダーバード、しらさぎの存続を求める住民の願いに背くというのは問題だと私は考えています。

これを否決することは、私は住民にとっては非常に残念なことだということをお話して、不採択に反対する発言をしておきます。

○議長（伊藤博夫君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） これも国は、敦賀までの新幹線というのは一応いろいろ議論はありましたけれども、国が決定したということの中で、その後、敦賀以西をどうするかという問題になるわけですが、県としては、若狭の振興、発展、それから大災害時のいわゆる迂回路といいますか、第二東海道線との位置づけから若狭回りを主張しているわけでありまして、そういった中では、しらさぎ、サンダーバードを残せということは、先ほど委員長も申し上げたとおり、ある意味、敦賀以西の新幹線は要らないよと言ってるのと同じことですから、そういったことに対してはあんまり賛成できないと。

新幹線についてはいろいろ議論はあるかと思いますが、全国に新幹線網

が張りめぐらされる中で、果たして福井県だけに新幹線がなくていいのかどうか。そういった大きな観点から県挙げて、また国挙げてやっとならぬ路線を決定したわけですから、あとは一刻も早くどちらか、若狭回りか米原へ出るのか早く決定していただいて、関西方面へ行くのにも我々の不便のないようにしていただくのが筋かと思えます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これにて討論を終わります。

請願第3号、フリーゲージトレイン（FGT）を導入せず、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続を求める意見書採択のための請願の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件は不採択とすることに決定しました。

～日程第18 請願第4号 TPP交渉からの撤退を要求する請願について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第18、請願第4号、TPP交渉からの撤退を要求する請願の件を議題とします。

本件は、去る平成25年12月3日、産業建設常任委員会に付託されました案件であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） 請願第4号はTPP交渉からの撤退を要求する請願でありましたが、現在では既に各国間で交渉中であり、当初の請願目的が失われているとの判断、審議の結果、全員一致で不採択と可決しました。

報告は以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） この後でTPP交渉に関する要請というのが出てきますけれ

ども、ここに大きい3つ目の の中に、TPPは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、みずからの議会から情報開示を求められており、我が国でも早期に十分な情報を開示すべきであるということを書いてあります。つまり、情報が全くない。言葉だけ先行しています。重要5品目についても情報はあるんだということを、そういうことは絶対にないよと言っていた自民党の対策本部でさえそういうことを言っているところです。

こういうことを考えると、まともに情報も出てこない、出てきたときには決まったよだけの世界では、本当に私たちの暮らし、いろんな食の安全も含めて担保されるものではないと。それを当然約束していたことに反する内容となるような報道がされていますけれども、妥結を急ぎたい、急ぎたいという話だけが出てきています。このままいけば、まさに出てきたところで、あなた方はこれでのみなさいというのでは問題です。そうすると、もう撤退しかないんじゃないですかということなんですけど、いかがでしょう。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） 金元議員の見解は見解として尊重しますけれども、TPPの交渉というのは各国間の閣僚会議までやり、いろいろ判断材料はありますけれども、そういう中でしっかり日本の国益、国民がTPP加盟によって大ダメージを与えないように、やっぱり一つの縛りとして、次に出てくる陳情1号、2号、その中でしっかり国民と約束したことを守れというふうな陳情書が出ていますので、これを生かすためにもこの第4号を不採択としたわけです。ですから、交渉ですからどういう結果になるのかもわかりませんが、今のところはこのような判断で私はいいいというふうに思っています。

以上。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論に入ります。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私は、T P P交渉からの撤退を要求する請願を不採択する案に反対であります。

といいますのは、T P P、当初始まったのは、例えばシンガポールとかブルネイ、たしかフィジーでなかったかと思うんですが、食料が自国で確保し切れない国々が、少なくとも食料の行き来については関税をかけずに自由に行き来できるようにしようということで始まった内容でした。

ところが、そのうちにアメリカなどはこれに目をつけて、これに日本なども引っ張り込めばいろんなところで自国の利益になると。ある意味、食料確保とは違うところでの利益を求めて今進んでいます。その内容は不開示、交渉内容を不開示する。国民には知らせない。こういう交渉というのは本来あってはならないことです。これは自民党のいろんな公約でも、当時、選挙のポスターに絶対認めない、許さないというような内容のものが書いてありました。その点からいっても、約束、公約に違反するような内容については即刻撤退すべきだと思っています。

また、私たち農民にとってもこれを見越した、T P P交渉妥結を見越したいろんな農業政策が今進められていますけれども、これらも大問題だと思っています。だからこそ撤退をすべきだということを言っているんですが、いわゆる交渉が進むに従って妥協的にその内容まで認めてしまおうという方向に流れていくのは認めるわけにはいかないという立場です。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 次に、委員長報告に賛成の発言を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 今回のこの請願4号の後に陳情1号が出ております。これは農協のほうから出ておまして、T P P交渉に関する要請ということで出ております。ということは、それ以前に出ております、このT P Pからの撤退を要求する請願は、これを可決することによって、ある意味、自然消滅ということになります。よって、これは不採択で結構かと思えます。

○議長（伊藤博夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、これで討論を終わります。

請願第4号、T P P交渉からの撤退を要求する請願の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。では本件を委員長の報告のとおり不

採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（伊藤博夫君） 起立多数です。

よって、本件は不採択とすることに決定しました。

～日程第19 陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する要請について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第19、陳情第1号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する要請についての件を議題とします。

本件は、去る平成26年3月17日、産業建設常任委員会に付託されました案件であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） 陳情第1号、TPP交渉に関する要請ということで、この要請は、12月の各国閣僚会議で難航する分野において隔たりが埋まらず、年内の妥結に至らず、継続審議となりましたが、政府は自民党による決議を守る交渉姿勢を堅持し、実質的には政府方針となっていますが、交渉内容は何ら知らされていないため、国民に対する情報開示は必要不可欠のことから、陳情第1号は、第1に、TPP交渉における衆参農林水産委員会決議と自民党決議を実現する。第2として、TPP交渉に関して国民への情報の開示を徹底すると要請書で書いてあります。

慎重に審議した結果、採決の結果、陳情第1号は全委員の賛成により議決、採択となりました。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 最近になって農協から出てくる文書も交渉に関する要請、「陳情」とも書いてないし「請願」とも書いてない。意見書採択してくれとも書いてない。内容を見ても、記1、2とあるんですが、農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現することというんですが、この要請の内容等を見ても、断固阻止と決議を上げたのはみずからじゃないですか。これを放棄して交渉に関する要請程

度で済ませているというところをどうして認めるのかな。姿勢がそんなに変わってきてるの？ どうでもいいということにつながるかということだけちょっと確認したいです。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） これもいろいろ見解は違うでしょうけれども、やはり今交渉していることは事実でありますので、そこは国民が納得するような情報開示とか、あるいは国益を守るための交渉事をちゃんとしっかりやれということですから、私はこの現時点においてはやっぱり採択のほうがよりよい考え方かなと、要するに理解かなというふうに私は思っています。

以上。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 交渉に対する要請をいただきますようお願いしますというだけで、意見書を提出してくれとも書いてないですね。ただ議決しても要請してほしいという程度で済ませるんだったら、しても意味ないんじゃないですか。

ちょっとこの辺心配なんですけど。

○議長（伊藤博夫君） 10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） それは行政機関の考え方によってここへ提出されたわけですから、その中身についていいとか悪いとかという判断は私個人的にはしたくないし、する必要もないというふうに思っています。

以上。

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

○16番（上田 誠君） はい。一つだけ。

○議長（伊藤博夫君） 反対討論？

○16番（上田 誠君） 反対のところですが、私は請願の4号でTPP交渉から撤退するというのが主張でありますので、この陳情1、2号は無意味と考え、採決には加わりません。退席します。

○議長（伊藤博夫君） 本件に対する委員長の報告は採択です。

日程第19、陳情第1号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する要請についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択されることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前11時 分 休憩）

（午前11時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、委員長外2名から発議第1号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書について～

○議長（伊藤博夫君） 追加日程第1、発議第1号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君） 朗読します。

発議第1号

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成26年3月28日 提出

永平寺町議会議長 伊藤博夫様

提出者 永平寺町議会議員 川治孝行

賛成者 永平寺町議会議員 上坂久則

〃 〃 小畑 傳

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書（案）

TPP交渉は、昨年未までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国
有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き
協議を続けていくこととなった。

安倍総理はじめ政府の主要閣僚および与党幹部は、国会および自民党による決
議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。
今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる
状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示
されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、
ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は
必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示
を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対し、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよ
う、強く要請する。

記

1. TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現する
こと。
2. TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

提出先につきましては別添のとおりとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） 関係各位、また国民それぞれに情報の深度というものを積み上げて、国益を守るためにも、この意見書は必要であるというふうに認めるため、ご賛同をよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

発議第1号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定いたしました。

～日程第20 陳情第2号 新たな米政策に関する要請について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第20、陳情第2号、新たな米政策に関する要請についての件を議題といたします。

本件は、去る平成26年3月17日、産業建設常任委員会に付託されました案件であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） 陳情第2号、新たな米政策に関する要請。

政府は、地域の活力創造プランに基づき、農政改革でTPP交渉を視野に日本型直接支払い制度や農地中間管理機構を創設する中で、5年後の減反廃止や米の直接支払い交付金が10アール当たり7,500円とすると農家に多大な不安を与えるとともに、急激な円安による資材等のコスト増と4月からの消費税の引き上げ等から、農家にとって厳しい状況にあります。

農業所得の増大と農家の経営安定による地域農業と農村の発展を図り、次の要望をするものであります。

まず第1に農業政策について、農家の経営所得安定に向けた施策の構築。第2として水田フル活用について、本県は大麦、ソバ、大豆等を中心とした土地利用型の生産体型を維持していることから、今後とも継続及び拡大した支援を要望する。第3番目に、人・農地プランを中心に地域農業の堅持を基本とし、土地利用条件の不利な土地に対しても地域施策を進める。以上の3項目の要望であります。

慎重の上にも慎重に審議し、採決の結果、陳情第2号は全員の賛成により議決、採択となりました。

以上でございます。

○議長（伊藤博夫君） これより委員長の報告に対して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

日程第20、陳情第2号、新たな米政策に関する要請についての件を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択されることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 分 休憩)

(午前 11 時 分 再開)

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、川治君外 2 名から発議第 2 号、新たな米政策に関する意見書についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第 2 発議第 2 号 新たな米政策に関する意見書について～

○議長（伊藤博夫君） 追加日程第 2、発議第 2 号、新たな米政策に関する意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（清水 満君） 朗読します。

発議第 2 号

新たな米政策に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第 14 条の規定によって提出します。

平成 26 年 3 月 28 日 提出

永平寺町議会議長 伊藤 博 夫 様

提出者 永平寺町議会議員 川 治 孝 行

賛成者 永平寺町議会議員 上 坂 久 則

〃 〃 小 畑 傳

新たな米政策に関する意見書（案）

政府はデフレからの脱却に向けた「成長戦略」を掲げ、農林水産業・地域の活力創造プランにもとづく新自由主義的経済政策を推し進めようとしている。

今回の農政改革では、T P P交渉の妥結を視野に経営所得安定対策見直しや日本型直接支払制度、さらには農地中間管理機構を創設した。この一連の改革の中で生産調整について「5年後の減反廃止」といった誤った報道が行われ、米政策の見直しについて正しい理解がなされておらず、農業者には大きな不安と混乱を与えることになっている。

特に、経営所得安定対策での米の直接支払交付金が、これまでの交付単価の半額（7500円／10a）となったことで、農業者の収入が減少し経営の不安を増幅させている。

さらには、農産物価格が低迷する中で、急速な円安にともない農業生産資材等のコスト増となり、さらに4月からの消費税率の引き上げにともない、農業経営には厳しい状況が想定される。

将来に向け、農業所得増大と農業経営が安定し、さらには地域農業と農村の発展に向けた取り組みがなされるよう、下記事項を強く要請する。

記

1. 農業政策について

これまで集落営農等を進めてきたが、米価の下落傾向の中で米の直接支払交付金が半減されることは、多くの農業者の収入減少となる。さらなる経営努力にも限界がある中で、生産費さえも賄えない状況は営農の継続を不可能にするものであることから、農家の経営所得安定に向けた施策の構築を要請する。

2. 水田フル活用について

新たな政策では飼料用米の作付けを促す政策が進められているが、これにかかる乾燥・粉碎・貯蔵等の設置も不十分であるとともに、本県では畜産農家が少ない状況にある。こうした中で、全国域への供給にともなうコスト負担と施設対応が急務の課題となっている。

特に本県は、水田農業を中心に多様な担い手による大麦、ソバ、大豆等を中心とした土地利用型の生産体系を維持しており、自給率向上のためにもこ

れらに対し継続・拡大した支援を要請する。

3. 農地の中間管理機構について

政府は、農地中間管理機構を通じて農地の集積を図るとしているが、「人・農地プラン」を中心に地域農業を守ることを基本にすべきである。特に中山間地域等直接支払制度の対象とならない条件不利地に対して、地域政策としてのさらなる施策を進めること。

また、新たな民間企業等の農地参入にあたっては、継続的かつ安定的な農業経営への合意形成など、十分な協議による農地法3条の遵守が図られるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

福井県永平寺町議会

提出先については別添のとおりでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） 提案理由の説明を求めます。

10番、上坂君。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君） 確かな農業政策の実施成果を上げつつ産業として永続できるよう、この意見書の賛同を求めるものでございます。

以上です。

○議長（伊藤博夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 意見書ですけど、これ一番最後に「福井県永平寺町議会」と書いてあるんですが、記の中の2番目、水田フル活用についての2行目「本県では畜産農家が少ない」というのと、下から3行目「特に本県は、」ってあるんですが、せめて「福井県」って書いといてください。お願いします。本当に福井というのがなくなったら本文中に福井県というのは一つも入ってこないんで、本県ってどこかよくわからないんじゃないかと私は思います。

○議長（伊藤博夫君） 訂正させていただきます。

ほんでいいですか。

○産業建設常任委員会副委員長（上坂久則君）

○議長（伊藤博夫君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 討論なしと認めます。

採決します。

発議第2号、新たな米政策に関する意見書についての件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第21 永平寺町選挙管理委員および補充員の選挙について～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第21、永平寺町選挙管理委員および補充員の選挙についてを行います。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により、委員4名、補充員4名の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

永平寺町選挙管理委員には、永平寺町松岡樋爪第3号18番地、田中眞佐子君、永平寺町谷口第13号20番地、問井 孝君、永平寺町山王第26号81番地、岩口清志君、永平寺町松岡芝原2丁目29番地、田中秀明君、以上の方々を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました方々を永平寺町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました永平寺町松岡樋爪第3号18番地、田中眞佐子君、永平寺町谷口第13号20番地、問井 孝君、永平寺町山王第26号81番地、岩口清志君、永平寺町松岡芝原2丁目29番地、田中秀明君、以上の方々が永平寺町選挙管理委員に当選されました。

次に、永平寺町選挙管理委員補充員には、永平寺町松岡吉野第13号30番地の1、川尻政俊君、永平寺町高橋第7号34番地の5、山本雄二君、永平寺町志比第24号40番地、中村勝実君、永平寺町山王第14号1番地の4、浅野秀信君、以上の方々を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました方々を永平寺町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました永平寺町松岡吉野第13号30番地の1、川尻政俊君、永平寺町高橋第7号34番地の5、山本雄二君、永平寺町志比第24号40番地、中村勝実君、永平寺町山王第14号1番地の4、浅野秀信君、以上の方々が永平寺町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は議長が指名しました順序に決定いたしました。

～日程第 2 2 閉会中の継続調査の申出～

○議長（伊藤博夫君） 次に、日程第 2 2、閉会中の継続調査申出書についての件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩いたします。

（午後 0 時 分 休憩）

（午後 0 時 分 再開）

○議長（伊藤博夫君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました議件は全て議了しました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤博夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る 3 月 1 7 日開会以来 1 2 日間にわたり、その

間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了しましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願い申し上げます、平成26年第1回定例会を閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成26年度当初予算を初めとする重要案件について、慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議、同意を賜り、まことにありがとうございました。また、副町長の選任にご同意をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

今議会において、議員の皆様と議論を深めることができ、心から感謝を申し上げます。ご審議いただいた予算については、防災行政無線整備や道の駅整備事業など大型継続事業を含め、円滑な事業の実施に努めてまいります。また、永平寺ブランドの発信や高齢者福祉対策、保育環境の充実、新しい地域組織の構築など課題はありますが、まず各課の事務や行政組織を早急に見直し、これらの課題に柔軟に対応できる体制を整えたいと考えております。

今、永平寺町の将来にとって、町民の皆様が安心して生涯にわたり生きがいを持って生活していく上で、極めて重要な時期であると考えております。閉塞感を打破し、新しい時代の新しい地域づくり、新しい安全、安心づくり、新しい元気づくりのために町民の声をしっかりと聞きし、町民がまちづくりの主役となるよう情熱を持って取り組んでまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

（午後 0時08分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員